

一般財団法人 下関海洋少年団育成会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人下関海洋少年団育成会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下関市竹崎町四丁目6番8号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、下関海洋少年団の活動の支援と育成を図るため、その経済基盤の充実に必要な資金の助成事業を行い、地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 下関海洋少年団運動の支援、育成に関する事業
- (2) 下関海洋少年団活動の普及啓蒙に関する事業
- (3) その目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、下関市において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第9条 この法人に評議員を3名置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退

任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第12条 評議員は無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第17条 理事長は、評議員会を招集するときは、評議員会の日1週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時及び場所並びに評議員会の目的である事項を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

- 2 理事長は、あらかじめ評議員の承諾を得たときは、当該評議員に対し、前項の書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発することができる。

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第19条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条 理事が評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には議長及び評議員会において選任された議事録署名人2人が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3～5名

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。

第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会を招集する。

(招集の通知)

第32条 理事長は、理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに各理事及び各監事に対して、理事会の日時及び場所並びに理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規程にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第34条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その

提案につき、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第35条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は剰余金の分配を行う事ができない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事長は山本一清、常務理事は西川忠洋とする。

平成26年4月1日 当法人の定款に相違ない。

一般財団法人 下関海洋少年団育成会
理事長 山本 一清

一般財団法人下関海洋少年団育成会 役員名簿

平成26年8月1日現在

役職名	氏名	備考 (所属団体役職名)	勤務形態
1 理事長	山本 一 清	関光汽船株式会社代表取締役社長	非常勤
2 常務理事	西川 忠 洋	関光汽船株式会社取締役経理部長	非常勤
3 理事	西岡 輝 昭	下関市教育委員会教育部長	非常勤
4 理事	岩尾 貞 徳	下関海洋少年団会長	非常勤
5 監事	吉田 直 樹	関光汽船株式会社取締役総務部長	非常勤
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

平成25年度 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

財団法人 下関海洋少年団育成会

下関市竹崎町4丁目6番8号

平成25年度事業実績報告書

(財) 下関海洋少年団育成会

1. 概況

事業目的である下関海洋少年団に対する助成には、10万円（前年度10万円）を支出しました。

2. 庶務事項

- | | | |
|-------|--------|---|
| 平成25年 | 4月26日 | 商工債券（い第731号1000万円）の4月分果実を受領 |
| | 5月22日 | 第71回理事会を開催 |
| | 5月29日 | 第72回理事会を開催 |
| | 6月1日 | 平成24年度事業実績及び収支決算書を県知事に報告 |
| | 同日 | 平成25年度事業計画及び収支予算書を県知事に報告 |
| | 6月5日 | 最初の評議員選任許可申請を山口県教育委員会へ提出 |
| | 6月7日 | 最初の評議員選任の認可を山口県教育委員会から受領 |
| | 9月30日 | 第73回理事会を開催 |
| | 10月25日 | 商工債券（い第731号1000万円）の10月分果実を受領 |
| | 10月25日 | 一般財団法人移行審議会(1回目)通過 |
| | 10月30日 | 一般財団法人移行申請書を山口県学事文書課へ提出 |
| | 12月21日 | 西京銀行の自由定期預金（1000万円1口）の満期果実受領 |
| | 同日 | 西京銀行の自由定期預金（1000万円1口）の満期解約 |
| | 同日 | 西京銀行の自由定期預金（1000万円1口）の造成（満期平成26年12月21日） |
| | 25日 | 下関海洋少年団に対し10万円を助成 |
| 平成26年 | 1月23日 | 一般財団法人移行審議会(2回目)通過 |
| | 3月19日 | 一般財団法人移行認可を山口県知事より受領 |

貸借対照表

平成26年3月31日現在

(財) 下関海洋少年団育成会
(円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	482,516	526,636	△ 44,120
流動資産合計	482,516	526,636	△ 44,120
2. 固定資産			
(1) 基本財産 (有価証券、定期預金)	30,000,000	30,000,000	0
資産合計	30,482,516	30,526,636	△ 44,120
II 負債の部			
1. 流動負債	0	0	0
流動負債合計	0	0	0
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産	0	0	0
2. 一般正味財産	30,482,516	30,526,636	△ 44,120
正味財産合計	30,482,516	30,526,636	△ 44,120
負債及び正味財産合計	30,482,516	30,526,636	△ 44,120

収 支 計 算 書

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

(財) 下関海洋少年団育成会
(円)

科目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	(95,000)	(92,115)	(△ 2,885)
基本財産利息収入	95,000	92,115	△ 2,885
事業活動収入計	95,000	92,115	△ 2,885
2. 事業活動支出			
事業費支出	(100,000)	(100,000)	(0)
助成金	100,000	100,000	0
管理費支出	(20,000)	(36,235)	(16,235)
会議費支出	15,000	0	△ 15,000
通信運搬費支出	5,000	3,580	△ 1,420
消耗品費支出	0	0	0
印刷製本費支出	0	0	0
雑支出	0	32,655	32,655
事業活動支出計	120,000	136,235	16,235
事業活動収支差額	△ 25,000	△ 44,120	△ 19,120
繰越金取崩	25,000		
当期収支差額	△ 25,000	△ 44,120	△ 19,120
前期繰越収支差額	30,526,636	30,526,636	0
次期繰越収支差額	30,501,636	30,482,516	△ 19,120

正味財産増減計算書

自 平成25年4月 1日

至 平成26年3月31日

(財) 下関海洋少年団育成会
(円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	(92,115)	(121,885)	(△ 29,770)
基本財産受取利息	92,115	121,885	△ 29,770
経常収益計	92,115	121,885	△ 29,770
(2) 経常費用			
事業費	(100,000)	(100,000)	(0)
助成金	100,000	100,000	0
管理費	(36,235)	(11,850)	(24,385)
会議費	0	11,025	△ 11,025
通信運搬費	3,580	825	2,755
消耗品費	0	0	0
印刷製本費	0	0	0
雑支出費	32,655	0	32,655
経常費用計	136,235	111,850	24,385
当期経常増減額	△ 44,120	10,035	△ 54,155
当期一般正味財産増減額	△ 44,120	10,035	△ 54,155
一般正味財産期首残高	30,526,636	30,516,601	10,035
一般正味財産期末残高	30,482,516	30,526,636	△ 44,120
II 指定正味財産増減の部			
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	30,482,516	30,526,636	△ 44,120

財 産 目 録

平成26年3月31日現在

(財) 下関海洋少年団育成会
(円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金預金	482,516	
現金手元残高	3,019	
普通預金 (商工中金)	479,497	
流動資産合計		482,516
2. 固定資産		
(1) 基本財産		
普通預金 (商工中金)	30,000,000	
定期預金 (西京銀行)	10,000,000	
有価証券 (商工債券)	10,000,000	
H28. 4. 27満期利付債券		
固定資産合計		30,000,000
資産合計		30,482,516
II 負債の部		
1. 流動負債		
流動負債合計		0
負債合計		0
正味財産合計		30,482,516

剰 余 金 処 分

自 平成25年 4月 1日
至 平成26年 3月 31日

(単位：円)

I 当期末処分剰余金

1. 当期剰余金	△ 44,120
2. 繰越剰余金	<u>30,526,636</u>
<u>合 計</u>	<u>30,482,516</u>

II 次期繰越剰余金 30,482,516

監 査 報 告 書

財団法人下関海洋少年団育成会の平成25年度決算事務を監査した結果、
適正かつ正確であることを報告いたします。

平成26年5月2日

一般財団法人 下関海洋少年団育成会

監 事

吉 田 直 樹



平成26年度 事業計画及び収支計画書

一般財団法人 下関海洋少年団育成会

下関市竹崎町4丁目6番8号

平成26年度事業計画

(一財) 下関海洋少年団育成会

1 下関海洋少年団活動の援助、育成の促進を図る。

2 下関海洋少年団活動の啓蒙の促進を図る。

以上1.2の実現の為、経済的援助を行う。

平成26年度事業計画書

(一財) 下関海洋少年団育成会

1. 事業計画

事業目的である下関海洋少年団に対する助成には、30万円を寄付予定。

2. 行動予定計画

平成26年 4月	商工債券（第731号い号1000万円）の4月分果実を受領
4月	第1回理事会を開催
5月	第2回理事会を開催
5月	第1回評議員会を開催
6月	平成25年度事業実績及び収支決算書を県知事に報告
10月	商工債券（第731号い号1000万円）の10月分果実を受領
12月	西京銀行の定期預金（1000万円）の満期果実受領 下関海洋少年団への寄付行為実行予定
平成27年 3月	第3回理事会を開催

収 支 予 算 書

自 平成26年4月 1日
至 平成27年3月31日

(一財) 下関海洋少年団育成会
(円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	(76,000)	(95,000)	(△ 19,000)
基本財産利息収入	76,000	95,000	△ 19,000
事業活動収入計	76,000	95,000	△ 19,000
2. 事業活動支出			
事業費支出	(300,000)	(100,000)	(200,000)
助成金	300,000	100,000	200,000
管理費支出	(130,000)	(20,000)	(110,000)
会議費支出	15,000	15,000	0
通信運搬費支出	5,000	5,000	0
消耗品費支出	0	0	0
印刷製本費支出	0	0	0
雑支出	110,000	0	110,000
事業活動支出計	430,000	120,000	310,000
事業活動収支差額	△ 354,000	△ 25,000	△ 329,000
繰越金取崩		25,000	
当期収支差額	△ 354,000	△ 25,000	△ 329,000
前期繰越収支差額	30,482,516	30,526,636	△ 44,120
次期繰越収支差額	30,128,516	30,501,636	△ 373,120

正味財産増減計算書(予算書)

自 平成26年4月 1日

至 平成27年3月31日

(一財) 下関海洋少年団育成会

(円)

科目	予算額	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	(76,000)	(95,000)	(△ 19,000)
基本財産受取利息	76,000	95,000	△ 19,000
経常収益計	76,000	95,000	△ 19,000
(2) 経常費用			
事業費	(300,000)	(100,000)	(200,000)
助成金	300,000	100,000	200,000
管理費	(130,000)	(20,000)	(110,000)
会議費	15,000	15,000	0
通信運搬費	5,000	5,000	0
消耗品費	0	0	0
印刷製本費	0	0	0
雑支出費	110,000	0	110,000
経常費用計	430,000	120,000	310,000
当期経常増減額	△ 354,000	△ 25,000	△ 329,000
当期一般正味財産増減額	△ 354,000	△ 25,000	△ 329,000
一般正味財産期首残高	30,482,516	30,526,636	△ 44,120
一般正味財産期末残高	30,128,516	30,501,636	△ 373,120
II 指定正味財産増減の部			
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	30,128,516	30,501,636	△ 373,120